

各務原市小口融資による小口零細企業保証制度運用要綱

(平成19年10月1日決裁)

- 1 この要綱は、中小企業庁の責任共有制度要綱（平成18年中庁第2号）による責任共有制度の導入により、岐阜県信用保証協会と約定書を締結している市長の指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）が適切な責任共有を図ることによる小規模企業者への影響を緩和するため、中小企業庁の小口零細企業保証制度要綱（平成19年中庁第1号。以下「国の要綱」という。）に基づき、一定の要件を満たす小規模企業者の指定金融機関からの借入れによる債務の保証を責任共有制度の対象外とすることにより、小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、もって経営の安定に資することを目的とする。
- 2 各務原市小口融資による小口零細企業保証制度の運用に関しては、国の要綱に定めるもののほか、各務原市小口融資条例（昭和54年条例第16号）及び各務原市小口融資条例施行規則（昭和54年規則第7号）の例による。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。